

令和8年7月吉日

お客さま各位

須賀川信用金庫

「普通預金規定」等の一部改正のお知らせ

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が連携して進める「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組の追加対応として、手形・小切手の最終振出期限および他行を支払地とする手形・小切手の預金入金（取立）の受付を令和8年9月30日をもって終了いたします。

この追加対応の実施に伴い、下記のとおり普通預金規定等を改正いたします。

なお、改正後の規定は、すでに当金庫とお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

今後ともお客さまにご満足いただけるよう金融サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 一部改正規定

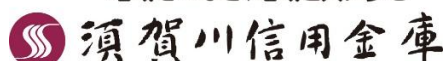
- (1) 普通預金規定
- (2) 貯蓄預金規定
- (3) 通知預金規定（証書式）
- (4) 納税準備預金規定
- (5) 定期預金共通規定
- (6) 積立定期預金規定
- (7) 定期積金規定（証書式・通帳式兼用）
- (8) 代金取立規定

2 改正内容 下記、新旧対照表のとおり

3 改正日 令和8年10月1日

以上

地域をつなぎ、地域と共に歩む



新旧対照表

改正後	現 行
普通預金規定 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略 3. ～ 20. 省略 以 上	普通預金規定 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。<u>(追加)</u> (2) ～ (5) 省略 3. ～ 20. 省略 以 上
貯蓄預金規定 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略 3. ～ 21. 省略 以 上	貯蓄預金規定 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。<u>(追加)</u> (2) ～ (5) 省略 3. ～ 21. 省略 以 上
通知預金規定 (証書式) 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3. ～ 15. 省略 以 上	通知預金規定 (証書式) 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (2) 省略 3. ～ 15. 省略 以 上
納税準備預金規定 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略 3. ～ 20. 省略 以 上	納税準備預金規定 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。<u>(追加)</u> (2) ～ (5) 省略 3. ～ 20. 省略 以 上

改正後	現 行
定期預金共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 2. ～13. 省略 以 上	定期預金共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (2) 省略 2. ～13. 省略 以 上
積立定期預金規定 1. ～ 2. 省略 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 4. ～ 16. 省略 以 上	積立定期預金規定 1. ～ 2. 省略 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (2) 省略 4. ～ 16. 省略 以 上
定期積金規定（証書式・通帳式兼用） 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3. ～ 19. 省略 以 上	定期積金規定（証書式・通帳式兼用） 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>(追加)</u> (2) 省略 3. ～ 19. 省略 以 上
代金取立規定 1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」といいます。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、令和8年10月1日以降に振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u> 2. ～ 11. 省略 以 上	代金取立規定 1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」といいう。）は、代金取立として取扱います。<u>(追加)</u> 2. ～ 11. 省略 以 上